

2種類の延長申請書の違いについては、下表のとおりです。

	期限延長申請書 (埼玉県税条例施行規則 別記様式第8号)	災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書 (地方税法施行規則 第13号様式)
法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法第20条の5の2</li> <li>・ 埼玉県税条例第17条第2項</li> <li>・ 埼玉県税条例施行規則第5条第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法第72条の25第2項、4項</li> <li>・ 地方税法施行令第24条の3、第24条の4の2</li> </ul>
延長の申請の提出期限	災害その他やむを得ない理由がやんだ後相当の期間内	事業年度終了の日から45日以内
いつまで期限を延長できるか	災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2月以内	指定を受けようとする日まで
対象となる申告は	県税に係る申告、申請等 (予定申告などの確定申告以外の申告や、収益事業を行わないNPO法人等の均等割の減免申請なども対象)	法人事業税・特別法人事業税又は地方法人事業税に係る確定申告のみ (法人県民税は、法人税で災害延長の申請があった場合に延長される)
他の都道府県や市町村にも事務所・事業所がある場合	他の都道府県や市町村にも延長申請が必要 (期限の延長が可能かどうか、延長申請の方法については、当該他の都道府県や市町村に確認する)	主たる事務所・事業所所在地の都道府県に申請すれば足りる
収益事業を行わない公益法人等である場合	使用できる	使用できない (法人税で災害延長の申請を行わない場合は、法人県民税は延長されないため)